

## P C B の基準等に係る諸外国の概況一覧

	米国	カナダ	EU	英国	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
規制法令等	有毒物質規制法(TSCA) PCB 商用製造/処理/流通・使用禁止規則(40CFR 761) 資源保全回収法(RCRA) 使用済油管理基準(40CFR279)	塩化ビフェニル規則(SOR /91-152) 移動式 PCB 処理・滅却連邦規則(SOR/90-5)	PCB/PCT 処分指令(96/59/EC) PCB 標準測定法委員会決定(2001/68/EC) 危険廃棄物焼却指令(94/67/EC) 廃棄物指令(75/442/EEC) 廃油処分指令(75/439/EEC)	環境保護(PCB 等危険物質処分)規則 2000(SI2000 No.104 3,96/59/EC 対応)	PCB/PCT 廃棄物令(96/59/EC 対応) 危険化学物質令 化学物質禁止令 廃油令 廃材令	2001/1/18 政令(96/59/EC 対応) PCB 限界値変更令 PCB 使用等禁止・処分令 PCB 廃棄物処分通達 PCB 焼却条件通達	PCB/PCT/クロロエテン令(96/59/EC 対応) 有害廃棄物指定令 有害廃棄物指定規則 燃料中有機ハロゲン令	PCB 管理計画
PCB 汚染物に係る基準	主要基準 ・ 50ppm 以上 ・ 但し、州法でより厳しい基準が定められている場合もあり(例:カリフォルニア州 5ppm 以上)	・ 50ppm 超	・ 50ppm 超	・ 50ppm 超	・ 50ppm 超	・ 50ppm 超	・ 同族体 28,52,101, 118,138,153,180 の何れかが 0.5ppm 以上	・ 50ppm 以上かつ 50g 以上(指定 PCB)
	その他 ・ 変圧器のうち流量が 1.36kg(3 ポンド)未満のもの、回路遮断器、再開路器、油入りケーブル、整流器、1979/7/2 以降製造の電気機器:濃度不特定の場合 50ppm 未満と想定可能	-	・ PCB 含有量が 5dm <sup>3</sup> (5 )以下の機器は規制外	・ PCB 含有量が 5dm <sup>3</sup> (5 )以下の機器は規制外	-	・ PCB 含有量が 5dm <sup>3</sup> (5 )以下の機器は規制外	-	・ 高濃度 PCB:100000ppm(10%)以上 ・ 指定 PCB:50ppm 以上かつ 50g 以上 ・ 非指定 PCB:2ppm 超 ~ 50ppm 未満, 50ppm 以上かつ 50g 未満 ・ 非 PCB:2ppm 以下(規制対象外)
処理方法及び処理に係る基準	油 500ppm 以上 ・ 高温焼却処分(1200 ±100 /2 秒/O <sub>2</sub> :3%,1600 ±100 /1.5 秒/O <sub>2</sub> :2%) 50~500ppm 未満 ・ 上記高温焼却処分 ・ 高効率ボイラ(毎時 5000 万 BTU 以上などの条件あり) ・ 代替法(焼却相当の性能:主として化学処理) 50ppm 未満(規制外) ・ 加工・販売・使用可(密封剤,被覆剤,防塵剤等への使用時は定量下限 2ppm 未満) ・ 燃料使用可	50ppm 超 ・ 高温焼却処分(1200 /2 秒/O <sub>2</sub> :3%) ・ 化学処理(2ppm 以下まで処理) 50ppm 以下(規制外) ・ 一般廃油扱い ・ 燃料使用可	50ppm 超 ・ 生物処理 ・ 物理化学処理 ・ 陸地焼却(850 /2 秒/O <sub>2</sub> :6%, ハロゲン化有機物濃度が 1%以上の場合 1100 /2 秒/O <sub>2</sub> :6%, 船上焼却禁止) ・ 永久貯蔵 50ppm 以下(規制外) ・ 再生油/燃料使用可	50ppm 超 ・ 高温焼却処分(1100 ~ 1300 /2 秒/O <sub>2</sub> :6%) ・ 化学処理(脱塩素化処理,50ppm 以下まで処理) 50ppm 以下(規制外) ・ 再生油使用可	50ppm 超 ・ 高温焼却処分(1100 /2 秒/O <sub>2</sub> :3%) 50ppm 以下(規制外) ・ 燃料使用可 ・ 再生油使用可(20ppm 以下)	50ppm 超 ・ 高温焼却処分(1200 /2 秒) ・ 化学処理 50ppm 以下(規制外) ・ 再生油使用可(20ppm:国営電力会社(EDF)基準)	上記の同族体が一つでも 0.5ppm 以上 ・ 燃料使用禁止 ・ 高温焼却処分(AVR 社事業許可内容;1200 /2 秒等) ・ 化学処理(Orion 社事業許可内容;7 同族体全て 0.5ppm 未満かつ合計値 1ppm 未満まで処理) 上記の同族体全てが 0.5ppm 未満(規制外) ・ 一般廃油扱い	高濃度 PCB、指定 PCB ・ 化学処理(許可方法;高温熱分解法、気相水素還元法) 非指定 PCB ・ 液状廃棄物:埋立処分禁止
	容器等(注) 500ppm 以上 ・ 専用焼却炉で焼却,または PCB 油排出後溶剤で満たし 18 時間以上放置後溶剤放出し、化学廃棄物埋立処分場で処理 ・ 除染後、10 μg/100cm <sup>2</sup> まで低下すれば、金属類はマテリアルリサイクル可 ・ 油の入れ替えにより 500ppm 未満とすれば再使用可 500ppm 未満 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	50ppm 超 ・ 洗浄等によって、PCB 濃度を 50ppm 以下まで処理 ・ 油の入れ替えにより、50ppm 以下とすれば継続使用可(但し、再使用は不可) ・ 500ppm 以下のものは、徐染後、10 μg/100cm <sup>2</sup> まで低下すれば、金属類はマテリアルリサイクル可 50ppm 以下 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	500ppm 超 ・ 2010 年までに浄化処理。それまでに 500ppm 以下とすれば継続使用可 50~500ppm 以下 ・ 継続使用可 ・ 油の入れ替えにより 50ppm 以下とすれば再使用可 50ppm 以下 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	500ppm 超 ・ 2000 年末までに廃棄 50~500ppm ・ 2010 年まで継続使用可 ・ 油の入れ替えにより 50ppm 以下とすれば再使用可 ・ 徐染後、金属類はマテリアルリサイクル可 50ppm 以下 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	50ppm 超 ・ 1999 年末までに使用中止 ・ 最終処分として岩塩坑へ貯蔵 ・ 1 回の新油への入れ替えで 50ppm 未満となれば再使用可 50ppm 以下 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	50ppm 超 ・ 2010 年までに使用中止 ・ 油の入替えにより 50ppm 以下とすれば再使用可 ・ 徐染後(50 μg/100cm <sup>2</sup> : EDF 基準)、金属類はマテリアルリサイクル ・ 紙、木等は高温焼却(1200 ) 50ppm 以下 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	PCB 汚染物 ・ 2003 年初頭まで使用可 100ppm 以上 ・ PCB 7 同族体合計値が 10ppm まで洗浄し、マテリアルリサイクル ・ 紙・木等は高温焼却 100ppm 未満 ・ PCB 汚染物としての特別な規制はない	高濃度 PCB、指定 PCB ・ 加熱脱着法(2ppm 以下まで除去し、金属類はマテリアルリサイクル。紙・木等の残渣は埋立処分。) 非指定 PCB ・ 固形廃棄物:埋立処分

注) PCB 含有絶縁油を排出した後の容器の処理基準を記載したものであり、記載されている濃度は、排出前の絶縁油に含まれていた PCB の濃度である。

出所) 経済産業省 平成 16 年度環境負荷物質対策調査(海外における PCB の規制及び処理状況に関する調査) 平成 17 年 3 月 株式会社テクノリサーチ研究所